

衆議院 第百四十六回国会 地方行政委員会 議 録 第 六 号

平成十一年十二月七日(火曜日)

午後三時十七分開議

出席委員

委員長 齊藤斗志二君
理事 田野瀬良太郎君 理事 滝 実君
理事 中野 正志君 理事 山本 公一君
理事 中川 正春君 理事 中沢 健次君
理事 榊屋 敬悟君 理事 鰐淵 俊之君
今井 宏君 理事 大野 松茂君
奥谷 通君 理事 栗原 裕康君
杉山 憲夫君 理事 橋 康太郎君
谷 洋一君 理事 西田 司君
野田 聖子君 理事 平沢 勝榮君
平林 鴻三君 理事 藤本 孝雄君
水野 賢一君 理事 宮本 一三君
河村たかし君 理事 桑原 豊君
松崎 公昭君 理事 松本 龍君
石垣 一夫君 理事 富田 茂之君
中野 清君 理事 野田 毅君
穀田 恵二君 理事 春名 真章君
知久馬三子君

委員の異動
十二月七日

辞任

栗原 裕康君 奥谷 通君
杉山 憲夫君 宮本 一三君
藤本 孝雄君 野田 聖子君
富田 茂之君 中野 清君

同日

辞任 奥谷 通君 補欠選任
野田 聖子君 藤本 孝雄君
宮本 一三君 杉山 憲夫君
中野 清君 富田 茂之君

十二月三日

法人事業税の外形標準課税導入反対に関する請願(穀田恵二君紹介)(第五二四号)
同(寺前巖君紹介)(第五二五号)
県議会議員の活動基盤強化のための地方自治法の改正に関する請願(小坂憲次君紹介)(第五二六号)

同(宮下創平君紹介)(第五二七号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第百四十五回国会開法第一二四号)

○齊藤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として鳴津自治省財政局長、石井自治省税務局長、河出経済企画庁調整局長及び福田大蔵大臣官房審議官の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○齊藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

○齊藤委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。松崎公昭君。

○松崎委員 予算委員会で大変お疲れのところ、引き続きまして、交付税法等の改正案の質疑をさせていただきます。民主党的に松崎公昭でございます。

私は、今回から国会が変わりまして、政府委員が基本的にはいないということになります。ですから、なるべく政治論といましようか、骨太の議論をしたいということで、余り細かい数字とかそういう御質問はしないつもりでおります。

さて、この交付税法の問題も、四千四百億がどうしたこうしたといってもこれは始まらない話でありまして、国の財政、そしてそれにつながる地方財政の問題でありますので、その骨格をやはりしっかりととらえていかなければ全く解決しない、そのように私は思っております。

よく地方と中央が両輪という話がありますけれども、普通、今までは、両輪みたいに思っていたんですけれども、どうも最近の動きは、もうこのままでは財政破綻が地方も国も来ます、この原因というのはいやりの国の財政事情が全部牽引している。ですから、自転車です。前輪を国が引っ張って

いて、全部地方がついていかざるを得ない、そんなふうに私は感じるわけであります。

この地方の財政の破綻というの、これはもう国そのものの責任と同時に、そういう国の中に包含されておりますが、地方分権あるいは地方自治といっても、現状ではほとんど国の従属である。すべて国の意向によって地方が、借金もするし、あるいは景気対策もせざるを得ない。そういう中でのことであるので、これは、きょう予算委員会でも、国の財政問題等はしっかりと議論があったわけであります。ですから、今さら私がここで細かいことを言ってもいたし方ないとは思いますが、しかし、六百兆ということはどうにもならない。

まして、大体年間三十兆台の国債が出ていくわけでありまして、今のような状態でまいりますと七百兆にも近くなる。来年度あるいはその次ぐらにはそうなってしまう。しかも、国債の依存度というのは、御承知のとおり、収入よりもふえている。こういうような状態の中で、私は、まず国全体の流れとしてどうしたらいいのだろうか、これが大きな流れだと思っております。

ここで予算委員会のように国の財政問題をやるつもりはありませんが、幸いといましようか、ここに、大臣の出身大学であります慶応の福沢諭吉先生の「民間経済録」という、財政論でございませう。明治十三年に書かれたものであります。一國の独立には必ず財源が必要である、財源として税金がある、税金だけで足りない場合は政府が借金することでもやむを得ない、しかし、欧米の歴史を見ると、借金が増えるからインフレかデフレか戦争になる、借金は六、七倍までにとどめた方がいいというのを明治十三年に述べております。もう既に、ここで言われております六倍、七倍

国の予算から見ても既にそれをオーバーしつつあるという状況の中で、私は、明治の時代から基本的な財政論として福沢先生はおっしゃっていらした、この辺のことを、今の財政事情と照らし合わせて、その門下生であります大臣に、この辺の考え方をどう受けとめられているか、ぜひお聞きしたいと思ひます。

○保利國務大臣 福沢論吉の「民間経済録」というのを引きになられたわけでありました。私も大変興味を持ちまして、一生懸命探しましたら、国立国会図書館にこれがございましたので、ちよつと読んでみました。先生御指摘のところはこの辺ではないかと思ふところを一分間かけて引用させていただく、お許しをいただければそうしたいと思ひます。こういうことが書いてあります。

西洋各国の政府にて国債を負はざるものなし。千八百七十八年、英國の国債三十八億八千八百九十萬圓にして、毎年其利子と諸雜費とを算すれば一億四千二百萬圓とあり。即ち負債の高は、凡そ歳入の十倍にして、毎年払ふ處の利子は歳入三分の一なり。英國を除き、歐羅巴、亞米利加、亞細亞諸國の政府にて、国債を負ふもの三十九箇國を合して其全額を算すれば百八十五億三千六百五十萬圓、これを其國々の人口に配当すれば一人に付四十一圓五十錢、又これを其國々政府の歳入に比すれば七倍とす。我日本政府の国債も、内外合して三億六千三百三十二萬圓、これを歳入に比すれば凡そ六倍半、人口に配当すれば一人に付凡そ十四圓とす、負債の少なきものに非ざれども、世界各國の比例にして、亦決して非常なるものと云ふ可らず。

ここが大事だと思ひます。唯今後の問題は、人民の勉強如何、政府の処置如何に在るのみ。人民よく勉めて政府よく之を処すれば、国債償却の如きも難きに非ざるなり。こういう文章が書いてありまして、ここで感想をというのでありますので、後段に申し上げました、政府それから国民皆力を合わせて負債を返し

ていくようにすればということ、明治の時代に福沢論吉が言っているということは、経済の大家ではありますけれども、当時の経済をいろいろ論ずる場合の相当すぐれた見解であつたのだなということをつくづく感じております。

○松崎委員 ですから、それをどう生かすかということなのです。本場に、人民と政府と当時から言っております。では、今の日本の国民がそれだけの意識を持っているかというと、きょうは地方行政委員会でありまして、地方の方々ももうすっかり明治以来の中央集権体制にならされて、国から与えられるということに非常にならされて、おまして、皆さんおかしな思いながら、まだまだ、明治十三年からさっぱり進んでいないのかなという思いがいたします。

ですから、ここで、今おっしゃったように、政府がということがありました。ここまで来て、もう世界の中でもナンバーワンだと思ひます。世界のいろいろな学者さんも日本の財政を心配している。本場に日本がこけまさと全体に影響が出るというところで、非常な借金体制というものをいろいろな方々が指摘をされております。ですから、ここはしっかりと、基本をどこから直していくかというのをやらなければならぬ、それを審議するのがこの委員会かな、そういうふうに出ております。

国の状況を見ながら、グラウンドを地方の財政問題ということで絞つてまいりますと、私が述べたまでもなく、財政の危機という状況はどうにもならない。今回の二次補正で借入金残高が百七十九兆円になる。そして公債の依存度というのは過去三番目である一七・五％。これは地方債と交付税特会という例の隠し財源みたいな、目くらまし的なと私いつも言っておりますけれども、交付税特会というのあり方、これを足しても一七・五％。もちろん、各地方団体では、公債費の負担比率が危険ラインの二〇％を超えているところも、五百八十七団体も八年度にある、こういうことではあります。

また、経常収支という比率も八七・四と、八〇％を超えている。黄色信号を超えているところが四十二都道府県、一〇〇％を超えているところが大阪、神奈川、こういう状態。また財源の不足というのは、もう御存じのとおり、来年度は十五・五兆円になるだろう。ことしは十三兆円でありまして、地方財源不足。そして十二年度は、そちらで出されている予測が十五・五兆円でありまして、こんな状態で、本場にどうにもならない。

この交付税法の問題もそうでありまして、今、二次補正の後では、たしか初年度で二五・八％になつていて、交付税の地財計画における比率。この制度ができたときは一三％だったそうでありまして、ですから、どんどん借金を中央と地方の両方でやりながら、しかも、余り地方債を出し過ぎてはいかぬということで、交付税特会という隠れみの的なものを使いながらやってきている、そういう状況なのです。

さて、この地方財政の危機的な状況、この辺のことを、どうしてこういうふうになつてしまつたか、大臣の所見を伺いたいと思ひます。

（委員長退席、滝委員長代理着席）

○保利國務大臣 財政の危機的な状況というのは、委員御指摘のとおりだと思ひます。自動車いえば、もうバッテリーがそろそろ切れるというような感じに私は受けとめておるわけでございまして、第一義的には、やはり景氣の後退というものがございまして、国税五税がどうしても伸び悩む。そこで、それによつて、それを原資といたしております。地方交付税などが落ち込む。また地方税そのものが落ち込むというふうな状況。さらにまた、もう一つは、減税をやつておりますから、恒久的な減税の実施などで非常に財政状況が苦しくなつておるわけでありまして。

ここで、私どもとしては、やはり景氣の回復を何としてもやらなければいけない。そうしないと、もう税収がふえてくる見込みはございませんし、簡単に増税というわけにもまいらないわけではありますから、いろいろな角度から検討いたしまし

て、さらに地方の財政基盤の充実強化に努めていくということを考えてまいりたいと思つております。

そのためには、まず、いろいろ問題はあっても、やらなければならない、やはり財政支出をこのところは歯を食いしばつてもやって、そして景氣浮揚をもたらし、それによつて税収増を図っていくということが基本的なところではなからうか、こう思つております。

一方、歳出の方につきましては、抑制的に考えなければいけないというところもございまして、けれども、社会福祉その他、財政支出に対する要望は非常に大ききうございまして、その面もあわせながら、しかし行政改革等によつて、この面もあわせて、歳出削減の方向も努力をしていかなければならぬ。いろいろな努力が相まって、そして将来のために借金を少なくしていかなければならぬ、そんな気持ちであります。

○松崎委員 私は、原因は何かというふうにお尋ねをしております。今の、結果論としてこうなつておると。もちろん景氣後退というのはあります。ありますけれども、つまり制度上、今までのように国の中にしっかりと入り込んでいく、国の従属の中で、国の動きによつて左右されてくる、こういう形です。それから、そういう中ので、原因というのは、もうそろそろ、そういう中央政府の景氣の問題とかだけじゃなくて、もっと構造的な問題じゃないかという意味でお聞きをしたわけでございまして。

では、今、現行制度上での話のようでありましたので、それでは、現行制度上でも、財源不足に対する行政対策の改革というのが必要だと思ふのです。つまり、もう既に現行制度上でも、地方交付税法の六条の三の二というのは年じゅう出てきますが、これだけ三年間も連続して財源不足になつた場合には、財政制度上の改正あるいは交付税率の変更を行うと言つていいのです。しかしながら、確かにそこまでは、ことしも、いわゆる制度上の改革ということで、結局特会につ

くりかえたり、一部分たばこ税を移動してみたりとか、いろいろやっていますよ。やっていますけれども、もともとと、私どもの立場からいって、今分権という問題もあるのでありますけれども、制度そのものを根幹から見ても、どうもこれではおかしいんじゃないか。先ほどから言っておりますように、国の中にあつて、中央集権体制の中にあつて、何から何まで地方自治体は国の作用の中で動いているわけですね。ですから、そういう体制についてどうなんだろうかというのが私の考えであります。

しかし、百歩譲つて、現行制度上見ても、ちゃんとした改革をやっていないじゃないですか。これだけ借金があふ、そして、にっちもさっちもない、もう地方だって、中央政府が望んでおりません、単独事業だつて四分の一も達成できていない、それは当たり前なんです。こういう借金体制を国から、押しつけられたという言葉は正しいかどうか、わかりませんが、やはりそういう形にはめ込まれていきますから、何としても、簡単には動きがとれない、では制度を改革すべきじゃないか、私はそういう観点から今回の、あるいは最近の地方財政を見ているわけでありまして、その制度改正というのに関しまして、抜本的なもの、これは何かお考えをお持ちでしょうか。

○保利国務大臣 将来の制度改正、地方財源のあり方というのは、御承知のとおり、今地方財政審議会等を通じていろいろ勉強をさせていただいてあるわけでございますけれども、地方分権のあり方と絡めて、それに相当する税源の充実ということがなつてまいりますと、税の抜本改正ということがどうしても必要になつてくる。そして、地方と国の負担割合というものを支出に見合った形のものにしていくということが基本的には必要なんだろうと思ひます。

そういう観点から、やや長期的になるかもしれませんが、地方の一般財源を強化する。一週間で召し上げて、それを地方に配分していくという案よりは、この部分は地方の分だということ

ことで、配分率そのものを変えていくということ、一つの方向ではないだろうかと思つておるわけでございます。

そのほか、地方税の充実、自主財源でございますから大事でございますが、そういう問題についても配慮をしながら、こうした地方の財政の面について、我々は地方分権とあわせて考えていくべきときに来ているというふうに考えております。

〔滝委員長代理退席、委員長着席〕
○松崎委員 その配分率を要する問題であります。今お考えなのは、交付税のもとである国税五税の中の配分率を変えていくという考えでよろしいのですか。

○保利国務大臣 これは、財政当局との間の非常に難しい交渉になるかと思ひますが、基本的には、支出のうちの約六割を地方が負担しておるということを考えますと、どうしても今委員御指摘のところに、長期的には行かざるを得ない。それを視点に見据えて財政当局ともいろいろ交渉をしていかなきゃならぬ、こういうふうな気持ちであります。

○松崎委員 それはわかるんですけども、それは恐らく、一たん国税として取つた中から配分率を高めるといふふうに考えてよろしいのですか。

○保利国務大臣 そのとおりだと思います。私は、今の税制の基本形態、国税五税と言つておりますが、その基本形態が変わらなければ、同じような配分率、今三三・三三あるのは二九・二九というのがありますけれども、そこを少し上げていただく努力というのを地方行政を担当する部局としては旗印にするということが必要なのではないかと思つております。

○松崎委員 実は、この問題は、私もことしの六月の行革特で、宮澤大臣、そして野田当時の自治大臣をお相手に財源論のお話をしました。

今おっしゃるのは、確かに現行の地方と国との体制、その中で今の制度を守りながら地方の財源を何とかする、だから国税の部分の回す率をふやす、こういう考えだと思ふんです。

実は、宮澤さんと野田大臣の私の質問、提案に対する答えというのは、実はこれは民主党の財源移転案というのがあります。まだ法案として出してなかつたのでありますけれども、これは所得税の比例部分というが、全体にぶつかる一〇％部分が大体七兆ぐらいあるんですね。それを、もう所得税率を下げてしまふ。それで住民税率を上げる。最初から地方が取れるようにするんだ。こんなのは、本当はだれでも考える考えなのでありますけれども、これを法案にしてはあつたんですね。

まだ出しておりません。これは、その一〇％の部分、二％を都道府県に回し、五％を市町村に分する。残りの三％分は、やはり財源調整が必要だろうと。しかし、この財源調整は、私どもの案では人口と面積で粗っぽく調整する、つまり、でこぼこがあつてもいいというのが原則なんですけれども。

そういうところで、これは明治以来の、平均的に日本全体が一定量の行政力があつた方がいいという考え方で来ておりますから。ただ、もうそろそろそういうじゃないかというのを言つていらつしやる方が、石原信雄さんなんかそうなんです。日本は格差を正し過ぎた、なだらかな格差を正す必要はもうない、もう少しでこぼこがあつてもいいんだ、地域地域の地方分権の中で、多少の努力したところとしていいところ、特色が地域にあつていいんだ、そういうことに発展するわけでありまして、そういう意味で、私たちは民主党の財源移転案というが、こういうものを御質問させていただきます。

これに対しては、宮澤さんは、ノーマルな姿になつたとき、でも、この宮澤大蔵大臣のお話は、多分大臣と同じように、今の体制の中の率の変更のようになつておりました。野田さんの方も同じような、再配分の必要性はいずれ来るだろう、そういうお話でございます。

さて大臣、一定程度御二人は理解をされていたとあの当時思つておりましたけれども、今私どもが提案というが申しました、民主党の大胆な

という粗っぽいというが、財源移転、このくらのことをしないと、もう今の制度上の中でやつたら、いつまでたつてもだめなんだという考え方に根差しております。こういう財源の大胆な移転論というのはどう思われますか。

○保利国務大臣 私は、一つの考え方としてよくわかりますし、所得税を軽減して住民税を増加させて、それをそのまま地方の自治体に入れるというお考えだろふと思ひますので、それは私なりに理解をよくするところでございます。

ただ、そのための条件整備というのはいろいろあるだろうと思ひます。特に、地方自治体におきます行政対応能力というやうなもの、たくさんのお金が来た、さあ何に使おうかというやうな、そういう問題を考えてみると、一挙にそこまでするのは少し難しいかなと思ひますけれども、私は、本当の意味の地方分権を確立していくためには、基本的な考え方一つとして考え得るのかなというふうに考えております。

○松崎委員 私も、もうそろそろそういう段階の日本のあり方ではないか、そのように思つております。

政府の税調会長の加藤さんも前々から言つていらつしやいますね、財源調達を地方政府に認めろと。それで、今までは公共財の供給だとかいろいろな景気の対策すべてを国と地方とが一体でやつてきた、その仕組みに問題があるんだよということを加藤さんはおっしゃつておられます。それから、最近の話では、地方税財源の地方自身での確保への改革ということを経済戦略会議も言つております。これは政府の関係の会議でありますから、内部からも、もうそういう時期ではないか。今みたに、交付税制度じゃないですけれども、足りなくなつたから、地方債出したらまずいから特会でやつておこう、そして特会が平成十一年度末残高で二九・三兆、こんなこといつまでもやつていてどうするのですか。

しかも、現行制度の地方交付税法だつて、違反ということじゃないけれども、さつぱり本格的な

体制もできていない。今の制度だって本気にもっとやらなきゃいけないのですよ。交付税率を要えるとか。それもできないですとやってきている。こんな交付税率の審議をしたって始まらないのですよ、骨格を直さないとい。

そこで、さっきから言っている石原先生だとか加藤さん、そして経済戦略会議、こんなことを私は今披露をさせていただきながら、もうこの辺で、カンフル剤でちよこちよこ、国もそうですけれども、国債出したり、そんなことをやっている暇はないんだ、もっと外科手術しなきゃだめだ、大胆な手術。

私は、明治維新というのがすばらしかったというの、やはりあそこまで日本が、内部的には文化なんか非常によかったですよ。しかし、もうこれ以上だめだということ、あれだけばっさり外科手術をしたから第一の改革と言っているのです。第二の改革であった昭和二十年だって、あれだけの人数の血を流してばっさりやって、これは主體的というか他動的というか、アメリカやら戦勝国からのあれかもしれないけれども、あれをうまく利用して日本が改革をしたということですよ。

そうすると、政府の方々も、野党も与党も関係なしに、今みんな第三の改革だと言っているのですよ。皆さんおっしゃるでしょう。どこ行っちゃって、演説やっちゃって、皆さんおっしゃっている。だったら、第三の改革をやるのだったら、そんなびぼう策でちよこちよこやっちゃってだめだ、外科手術しないうと、緩やかな改革なんかではだめだと思えますよ。

ですから、最近の中央省庁の再編に当たって、半端な形でさっぱり改革は進んでない。だから、後ほど言います地方分権にいたしましても、推進委員会が一生懸命頑張ったけれども、結局このくらいしかできないなと思ひながら、諸井さんなんかは、そういうことを叫びながら、次に続けてくれよということをやっているのです。もうここは、そのくらい思い切ったことをやらないと、半

端な改革じゃだめなんですよ。私は、だから橋本総理がかなりの改革の意思を持ったということ、あの当時は評価はしておりました。しかしその後、経済がおかしくなりましたから、急に総理大臣がかわられたらさっぱり改革が進まないという残念な状況でありました。

ですから、ここで私は、明治維新じゃないですけども、あるいは最も近いものは、金融ビッグバンもそうだと思いますよ。金融だって、もうどうにもならなくなつたからこれだけの大きな再編成をやって、我々の税金をつぎ込みながらやっているのですから、もう地方財政云々とか、国の形を思い切つて変えようというチャンスではないだろうか、そう思いますけれども、いかがでしょう。

○保利国務大臣 御指摘は、先ほどもお答え申し上げましたとおり、ごもっともだと思います。ただ、私どもとしてもいろいろ考えなきゃいけないのですが、私は、自分の政治的な考え方でいつも持っているのですが、国土の均衡ある発展という問題をどう考えるか。そして、例えば今の御指摘のような税制の抜本改正をやったときに、税財源が偏在しているところ、過疎地帯あるいは経済力の弱いところはますます弱くなつていってしまうというところが起こるのをどう防ぐかというのをやはり頭の中に入れて考えていかなきゃならないと思ひます。

当然これには、地方分権の問題も別の考え方として出てきますけれども、地方分権、総論賛成で各論の部分では案外反対というのもありまして、一挙に進めにくいところがある。地方分権には、やはり分権をしなければそれだけコストもかかりますから、財源配分もしなきゃいけないというふうな考え方もあり、もうもろの考え方、今私がちよつとここで思いつくだけでもそういうことがありまして、そういうものを慎重に考えながら、今後、税制調査会とかあるいは地方制度調査会の中で議論をしていただく。もちろん私も、できることならばいろいろ意見を申し上げたい

と思っておりますが、そんなことをこもこも思ひながら、急にそそくさとやるというわけにはなかなかいかなんじやないか、慎重に、しかし前向きにやっていかなきゃならぬ、こう思っております。

○松崎委員 分権推進委員会は、直接あそこで勧告を出したものは現実の政治にかわるということ、諸井さん以下そそくさやったのですよ。ところが、五次勧告なんかではために省庁の力で抑え込まれた。そして、建設省なんかひどいものですね。全国の自治体に号令をかけて、権限を移譲する、一級河川を云々、道路をどうといったときに、圧力をかけている。ですから、そそくさと本気にやらなきゃならぬと分権推進委員会なんかは思つて、あれだけの熱意を、五百回もやっているのです。四年間で、そういう熱心をやったところが、結局、残念ながらここまでしかなかった。我々、残念ながらここまでしかなかったと諸井さんは言っています。まだ本場に分権は入り口に立ったところだ、こう言っているわけですね。

でも、お題目だけやっていてもだめだから、着実に一歩進めるということ、五百回もやりながら、省庁とぶつかり合いながら、私もまだ一期生ですからよくわかりませんが、推進委員会という役柄が、省庁を呼んでがががやっちゃって、これはどう権限移譲するか、あんなことをやったわけですから、あれは私は、まさにそそくさとやっていないかと思ひます。それだけ、分権推進をしないと認めないという認識の中で始めた、つまり時代認識を持っていたということですね。

ですから私は、そういう意味では、最初、財源論から始まりましたけれども、それは、行き着くところはやはり分権。日本の国の形を変えちゃうわけですから、変える分権というものが本場に大事なんだということ、この五年、もう間もなく時限立法ですから切れますけれども、分権推進委員会が五次勧告までやったんですね。では、一番大事に考えなければならぬ分権に

関して、分権推進委員会が今日まで取り組んできた、しかも、さっき言ったように、扉をあけるのが精いっぱいだった、もうそういう、ある意味では諸井さん、残念さをにじませながら、しかし、ある程度入り口をつくつたよ、こういうことを言っています。これに対して、分権推進委員会の分権に対する流れ、五次勧告までの内容、これについて何か、時間がありませんで、どこが評価できてどこが足らなかつたんだ、まだまだこういうことをやらしてもらいたいよというのがあろうと思うんですけれども、あるいは感想でも結構であります。

○平林政務次官 地方分権推進委員会のやっていただいたことを振り返ってみますと、おっしゃいますように、権限移譲について、相当の時間をかけて地方に権限を移譲すべしという結論を出された。この点につきましては、いろいろな評価が実はあると思ひます。実は、改革というのは絶えず両側から責められるものでございまして、急進的な改革を求める人は、この程度じゃ不十分だ、もっとやれという御批判がありますし、あるいは漸進的な、ゆっくりという考えの方は、これじゃちよつとテンポが過ぎるよ、もう少しゆっくり、こういう御意見もあるわけで、実現可能な改革案をつくつてそれを実行に移すには、両側からの批判にたえながら実行に移さなきゃいかぬ、そういう問題がございしますので、私は、分権委員会のやり方は、そういう両側からの批判にたえるようなものを結論づけていただいたということ、よくやってくださったと思ひます。

二歩前進はけしからぬという人もあるし、半歩前進でなければいかぬという人もありますから、一歩前進というのはなかなか難しいものであります。その点では、地方分権推進委員会は、短い期間に慎重を期しながらよくやっていただいたと思っております。

それで、残任期間でございますが、来年の七月には根拠法が失うことになっております。したがって、来年の七月まで、もちろん引き続き続いて、新しい問題に対して意見をまとめて勧告をな

さるということももちろん予想し得ることです。ございますけれども、他方では、今までに行われました法律改正、例の地方分権一括法でございますけれども、この法律改正を効果あらしめるために政令その他の改正を行わなければいけません。その政令その他の改正の進捗を監視して早くやってくれというのを進めてもらうために、分権委員会は相当の精力を割いておられるものと思います。

したがって、これからの分権委員会のあり方というのは、事を法律の有効期限までに進めるとすれば、今やっておられることをまず見通しを立ててから、先のことをお考えになるのがいいのではないかと私は思っております。

○松崎委員 確かに両面が、現実の政治でありますから、あると思います。でも、私は、改革という時代認識をみんな持っているとしたら、しかもこれだけの財源不足やら、国の景気が一気に上がればよろしいですけれども、そうはいかぬだろうと。ですから、私は、さっきから言っているように、悪いときこそ、厳しいときこそ改革をやれるチャンスなんだと。それは経営者の皆さんなんかもそうですよね。悪いときには思い切つて、それでどばつと沈んじゃう場合もありますけれども、そこで改革なり思い切つたメスを入れるというのが私は、ただ、平林先生は知事さんをたしか御経験だと思ひますから、やはり現実的に即したお答えになつてしまふのかな、そう思います。

ただ、五次勧告の問題を言いますと、結局、権限移譲と財源の問題に期待をしていた、それをほとんどつぶされてしまった。ですから、財源がないから、六次勧告も、権限だけ来られちや困るよという自治体が当然出てきちゃう。ですから、ポイントはやはり財源なんですね。財源の問題を、せめて今の交付税法の中で少し変えてくれればいいんですけれども、そうじゃない。もちろんそれは、借金国がしてやるからいいじゃないかということとを言うかもしませんけれども、やはり、ここは思い切つた制度というか、もう改革的な、地方と国との関係を直す、改革する、そこがこれから

のポイント。

それと同時に、やはり、長い間中央集権でならされた地方自治体は、なかなか意欲を持つ人たちが少ない。むしろ、先ほどどなたがおっしゃいましたように、田舎の方になればなるほど、今の制度でいけばお金が来ますから、ある意味では楽です。ですから、そんな改革してほしくないよ、今のままでいいよというのが本場に多いんですよ。それはもうしょうがない。百数十年間の間に中央集権でならされたんですから。ですから、問題は、地方自治体の職員と市民、この辺の意識改革をいかなかつたら、これは民主主義の、いわゆる分権の進展というのはない、私はそんなふうに思ひます。

そこで、分権の試金石とよく言われる、中川議員からもお話ありましたけれども、今回の介護保険の問題、特別対策ですね。これは、そういう意味では分権の本場にテストケースだということでは、せつかく介護保険ができて、自治体も最初は決て、必死になつて市民なりに負担と給付という基本原則を教え込み、それで始めようとした。ところが、今回、どういふことでしようか、いわゆる美風論というんですか、亀井政調会長の美風論。そんなことから、根幹を壊すような、保険料の徴収の延期だ。しかも、きのうの予算委員会では、三党合意、三党合意と、延ばすのなら延ばすだつていいんですよ、半年と一年ですか。こういう理由だから延ばしたんだということ、三党合意を受けて、総理大臣はしつかりと言わなきゃおかしい。三党合意だと逃げちゃったんです。

ですから、これは本来、厚生大臣に聞く話かもしれないけれども、この介護制度は地方自治体が担う、自治事務ですから。そういう中で、その監督官庁であります自治大臣が、今回の見直し論に對して、三党合意だからしょうがないとか、厚生省がやっていることだからしょうがない、そんな答えは困るのであります。地方自治体が分権の試金石として頑張ら始めたやさきにすたすたにさ

れたということに對して、どうお考えですか、自治大臣として。

○保利国務大臣 この問題は、時々お答えを申し上げていることですが、御承知のように、三党合意を受けて政府の方針を決定して、補正予算案を組んで御審議をお願いしておるということでありました。

それで、私の方には、地方自治体でさまざまな御苦労をなさっている、二年ほどになりましたが、いろいろなデータあるいはパンフレット等がたくさん来ておりまして、こういうふうを実施するように努力をしておりますというのには確かに来ております。それで、そういうことはよくわかつた上で、政府といたしましては、この制度をスムーズに導入させるために、臨時の措置として新しい制度を導入したという経緯でございますので、地方の自治体の皆様方にぜひ御理解をいただいて、この介護保険という、みんなで介護を支えていくという、いわば社会全体が支えていくというその制度をスムーズにスタートさせるためにこの新しい考え方を盛り込んだものだ、こう私は理解をしております。それはそれなりにいいのではないかと思っております。地方の行政の皆様方にぜひ御理解をいただくように努力をしております。というのが私の立場である、そう認識しております。

○松崎委員 制度を認識していただくために、スムーズにやるためだということお答えがよく返つてきます。ただ、私は逆だと思ふんです。

本場にスムーズにやるのであれば、自民党さんの山崎前政調会長も、十二月五日に、地方の裁量で特別対策の交付金を使わせるべきだと言つています。それから地方代表では、参議院の公聴会でも皆々随分おっしゃっていました。浅野知事さんだつて、ならし期間にやるのであれば、スムーズにやつてならすのであれば、基盤整備のために使えばいいじゃないかと。まして自治事務でありますから、中に取る自治体があるかという、私も千葉県じゅう聞いたん

ですけれども、余りないようです。よし、その考えに基づいて実行しようなんというのの中にあるかもしれないけれども、そういう場合はやはりやる気のある、自治事務、そしてまた介護保険を地方自治体で、自分たちでつくっていくんだよ、そういう積極性のあるところですから、それはやらせて、つまり自治体に選択権を与えたいいいんじゃないですか。

私はどう考えても、逆に、スムーズにやるのであれば、なおさら円滑に導入するために使わせたかどうかでしようか。

○平林政務次官 これも政府部内いろいろな議論も行われた、あるいは政党内いろいろな議論が行われたというのを我々は認識して、その前提の上で円滑な介護保険の制度のスタートを今図らなければならぬと思ひます。

したがって、厚生省が今細目を詰めておる段階だと思ひますので、その細目を詰める時期において、市町村が困らないように、これが一番大事なことであらうと思ひます。それから、余り長い議論を続けておりますと、実施に差し支えが起る。ですから、できるだけ早く細目を詰めて、このようにやつてほしいということ、地方公共団体に連絡をしてもらいたい、そう思ひます。

その場合に、既に相当の量、市町村長さん方の意見とかいろいろな方面の意見を伺つておるはずでございます。これも厚生省を中心にして御意見を伺つておるはずでございますので、そのような意見を十分体した上で制度を細目まで確定してほしい、そのように思つておるところでございます。

○松崎委員 もう時間がないんですけれども、私は、やはりそれは細目といひましても、使わせないということかどうか、その基本がわかりません。ですから、やはり地方自治体の分権を進める、自治事務である、そういうことから、しかも財政面からも、これは、せつかく二年間もかけて、自治体に税じゃなくて保険料で払つていただけたことになつて、それを、わざわざ取らずにまた税金をつぎ込む、財政論から見つてこれは非常に

おかしいのであります。

もつと分権の思想を生かすような生かし方を、どつちにしても国が出すのであれば、そういうふうな自治大臣には、地方自治体の、これからの日本の分権を進めるという点からも、そういう観点から厚生大臣にも、あるいは内閣の中でしっかりと物を申し立てていただきたいということを申し上げて、終わらせていただきます。ありがたうございました。

○保利国務大臣 今御指摘をいただきまして、地方分権という考えから、あるいは地方の自主性という考えからのお話でございますので、私もしっかりと受けとめさせていただきますが、この問題は、厚生大臣あるいは厚生省できちんと整理をするという形のものであります。臨時特例交付金の使途については、そういうものですから、それは厚生省の考え方に私どもとしては合わせなければならぬ、こう考えております。

ちなみに、しかし、そうは申しまして、先ほどお話のありました市町村から御要望のございます基盤整備につきましては、今回の補正予算の中でも別途に九百五十億円を計上しておりますので、これで基盤整備をしっかりとやっていくという考え方で政府がおりますことをつけ加えさせていただきます。

○斎藤委員長 次に、樹屋敬悟君。

○樹屋委員 公明党、改革クラブの樹屋敬悟でございます。

予算委員会に引き続きましての地方行政委員会での質疑でございますが、大変お疲れでございますが、しばらくお願いいたします。

今の松崎委員のお話を聞きながら、私も介護保険の問題はぜひともやりたいと思っておりますのでありますが、きょうはほかのテーマを用意しておりますので、おつき合いをいただきたいと思います。

今回の、今法案としてかかっております地方交付税法等の一部改正、この作業につきましては、本年度国税の減額ということで、やむを得ない措置でありますし、地方財政対策を考えますと一日

も早く手当てをしなきゃならぬことでありますから、もう言わずもがなといえますが、これは一日も早くこの国会で処理をしなければならぬ課題であるというふうに思っております。

さばりとも、先ほどの議論がありますように、現下の厳しい地方財政の状況を考えますときに、今回はこれでいったとしても、来年度の当初予算あるいは来年度の地方財政対策を考えますときに、まことに厳しい山がこれから続いているのか、こういうふうな思っているところでございます。そういう意味で、大変に関心のある話題を一つ、特に地方税につきまして、時間がありませんから一題だけ、テーマを絞って議論させていただきますかと思っております。

固定資産税の問題でございます。

来年度が、御案内のように三年に一度の評価がえの年を迎えるということもありまして、大変に今固定資産税をめぐって、これから十二月、政府税調あるいは自民党の税調でも激しい議論がされているようでありまして、我が党もまさに今水面下で党の税調で議論をしている最中でありまして、けれども、固定資産税についてさまざまな議論が出ているわけでありまして。

一つには、資産デフレの進行を防ぐために税額を下げるべきではないか、抜本的な改革をすべきだという声も聞こえてまいります。あるいはまた、建設や不動産等の産業界からは、地価が下落しているにもかかわらず固定資産税については課税標準額が上がっている、税額が上がってしまう、増加する、そういう不満の声もまたあるわけでありまして。これは、これからまさに来年度の税制をどうするか、あるいは地方財政対策をどうするかという観点で、私は極めて重要な問題であろうと。あわせて、ゴルフ場の問題も盛んにさまざまに陳情をいただいているわけでありまして。

そこで、まず最初に確認をさせていただきたいのですが、固定資産税につきましては、平成九年以降、課税標準額について、負担水準の均衡化でありますとか負担調整措置という調整作業が年次

的に進められている、このように私は理解をしているわけでありまして、その結果、今固定資産税の状況がどうなっているのか。業界が言うように、今言いましたように、地価は下がったにもかかわらず税額はどんどん上がっているというふうな逆転現象が今なお続いているのかどうか。パブルの崩壊以降さまざまな地価も変動しておりますし、地域の現場で一体どういう状況になっているのか。

特に先日、私も、公明党として政令市の議員団の皆さんと親しく懇談をする機会がありました。その折に、政令市等の都市部における税収でありますとか財政の状況もお聞きしたわけでありまして、口をそろえて、この固定資産税の問題は心配をされておられたわけでありまして。

そういう意味で、都市部において固定資産税がどういう状況になっているのか、これは事務方で結構でございますから、税務局長、現状をかいきつんで御説明をいただきたいと思っております。

○石井政府参考人 平成九年度以降進められております負担調整の内容でございますけれども、現在の負担水準の均衡化の考え方でございまして、課税の公平の観点から、負担水準が相対的に高い土地につきましては、八〇%まで課税標準を一気に引き下げる、それから負担水準がある程度高い土地、具体的には六〇%から八〇%の土地ですが、これは課税標準を据え置いて上げない、それから負担水準がかなり低い土地につきましては、なだらかに引き上げさせていただく、こういうふうなやり方をしております。

この結果、ここ数年をとりますと、例えば東京都の特別区ですとか大阪市なんかは、土地についての固定資産税は三年連続減収になっておりますし、ほかの大都市でも、多くのところはむしろ、平成十年度なんかは減収になっております。また、全国の状況を見ますと、全国では、土地について一〇%台の伸びになっておりますが、これは大部分、例えば農地が宅地になったりしますと当然ある程

度ふえるわけでございますので、実質的に見ますとほとんど横ばいあるいは微増ではないかと思っております。

したがって、現在の措置のもとで、実際に土地についての税額が引き上げられているケースというのは、地価が現に上昇している場合、これはやはりそういうところもあると思いますので、または負担水準がかなり従来から低かったという土地に限られていると考えておりますので、個々に見ていただければ御理解いただけるのではないかと、こんなふうに考えている次第でございます。

○樹屋委員 ありがとうございます。

最初に申し上げましたけれども、固定資産税をめぐる来年度の税制改正に向けたのさまざまな議論の中で、今御説明があったように、ある意味では大変厳しい状況の中で、きょうですか、七月九日のGDPのマイナスという数字も出た、さらに民需も喚起しなさいとかぬというところで、さまざまな議論が出てくるのではないかと、これを私も大変危惧しているわけであります。今御説明があったような実態も十分勘案をして、これからの作業に私自身も当たっていかなくないけない、我が党も当たっていかなくないかと私は思います。が、自治省におかれまして、そうした対応方をぜひお願いしたいと思っております。

そこで、固定資産税というのは、やはり市町村にとりましてはまさに基幹税目でありまして、これはもう、先ほど松崎委員からも話がありました介護保険も、市町村にとりましては、まさに市町村が実施主体でありますから、保険者になるわけでありまして、我々が御批判を受けているところもありませんが、我々は、制度の円滑な実施のために、ぜひともこれはしなきゃならぬと思っております。正直申し上げて、急に見直しをしたということもあり、市町村にとりまれば、さまざまな対応、我々が打ち出した対応について、さらに市町村の立場で検討されなきゃならぬことも多々あるだろうというふうには思っております。これも、町民あるいは県民、市民、国民にとって本心に信

頼のできる介護保険にするために、どうしても乗り越えなくてはならぬ山だと私は思っているんです。

そうした地方の市町村という立場に立ちますときに、私は、この基幹税目である固定資産税、自主財源でありますから、やはり何としても堅持していかなければならぬ、そのように思っているわけでありまして、この際、ぜひとも自治省の御見解を平林政務次官からお伺いしたいと思ひます。

○平林政務次官 榊屋委員の御心配は私も同感でございまして、介護保険も、実は、市町村に一生懸命やってもらっている最中に、何とか円滑なスタートを図ってもらいたいという気持ちからではございまして、いわばスタート地点の変更を願うことにしたわけでございまして、関係の市町村は大迷惑ということで、我々にも厳しい批判なりあるいは問題点の指摘があったわけでございまして、同様のことがこの固定資産税に起こっては相ならぬと思っております。

今まで、評価の適正化というものを進めながら、負担水準をゆくりと調整していくというやり方をしてきたわけでございまして。そのやり方を変更してまた市町村に大きな迷惑をかける、あるいは市町村財政が危機に立つておる現在において、さらに追い打ちをかけるような固定資産税の減収という現象が起こっては、我々もまさに、何をやっておるんだという批判を受けるわけでございまして、そのことをよく考えまして、私どもも固定資産税が減収にならないように努力をしてみたい。負担調整とはまた並行してそういう問題が起こっているから、うまくこの問題が片づくように、減収が起らないような解決方法を今から探していきたい、そう思っております。

○榊屋委員 ぜひその方向でお願いを申し上げます。先ほど政令市の話をしていただきましたけれども、私の地元でも、私は山口県でありますけれども、県内の二〇〇年度基準地価評価額、相当県内の都市部については、田舎ではありますけれども、二〇〇年度超ダウンなようなことが記事に出まして、もちろん、これがそのまま固定資産税に直接反映するものではないかもしれませんが、まさには市町村長、首長にとっては大変に不安をおぼるものになっているわけでありまして、あるいはまた、事務方のいろいろな計画の中で、財政計画の中で大変厳しいという見通しも既に出ているわけでありまして、私は、今の政務次官の御決意でぜひ取り組みをお願いしたい。

先ほど政務次官がおっしゃったように、今まで計画的に負担調整は行われているわけでありまして、まずはこれをやり上げて、同じ市内であつちの土地とこちの土地がえらい評価が違つていようなことをまずはきちつと改革しなければならぬわけであります。これにまた追い打ちをかけるようなことは難しいだろう、私はこう思っているわけでありまして、何も政令市、大都市部だけではない、地方にあつてもこの危惧は大きいというところであります。

したがって、地価公示七〇％という数字を一気に四〇％ぐらいにしろなというような声が漏れ聞こえてくるわけでありまして、そんなことはできないだろう、私はこのように思っているわけでありまして、あるいはまた、先ほどのGDPの話ではありせんけれども、民需を喚起するということや、思い切つたこんな話が出てくる可能性もこれからあるわけでありまして、大臣におかれましては、ぜひともこの固定資産税は堅持していただきたい、あるいは、もしもこれを大きな圧力によつて見直すようなことがあれば、私は、ことしやつたような特別な地方財政対策は今ぜひとも必要だというふうに通つておりますし、そういうことはないと信じておりますけれども、大臣の御決意を聞いて終わりたいと思ひます。

○保利国務大臣 御指摘の点につきましては、過般行われました税制調査会、政府の税制調査会並びに党の方でもやっておりますが、私、参りまし

て、強く要望を申し上げたところであります。そして、今後とも、地価公示価格の七割という基準は維持していくべきものだと考えております。

現実には、いろいろな調整がありまして下がつておるのであります。七割ということにつきましては、御承知のように、平成十一年二月二十六日の大阪府の裁判所による判例がございまして、地価公示価格等の七割とすることは、つまり宅地の評価を七割とすることはそれなりに合理的な評価方法であると言つていただけるという判例をいただいておりますので、ここは一つ合理性があるものと考へて、この維持について努力をしてまいりたいと思ひます。

○榊屋委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○齊藤委員長 次に、鰐淵俊之君。

○鰐淵委員 自由党の鰐淵でございます。現下の地方財政に係る問題につきまして御質疑がございました。時間も余りございせんから、私は、三点に絞つて御質問をいたしたいと思ひます。御案内のとおり、もう地方財政は非常に厳しい状況下に置かれております。もちろん、これは国の財政も同じでございまして。その中で、特に地方税、これは都道府県税と市町村税と分かれると思ひますが、この地方税も、当初の地財計画から見ても少し乖離があるのではないかと、あるいはまた、それぞれの自治体が当初予算で歳入を見積もっている、その見積もっているのと実際入ってくるお金とのこれまた乖離が出ておるのではないかと。このように思つてございまして、まず第一に、税務局長の方から、この市町村税あるいは府県税がどういった税収の見通しに立っておられるか、その点につきましてお尋ねしたいと思ひます。

○石井政府参考人 本年の九月末の調定状況で申しますと、地方税全体で、地方財政計画ベースで見ますと、九月末で二三％の減というふうになっております。これは、当初の地方財政計画では、対

前年度決算に対して〇・三％の減というふうに見込んでおりましたので、比較いたしますと、さらに二ポイント落ちておる、こういうことになるわけでございます。最大の原因は、法人関係税の低迷によるかと考えております。

なお、県税と市町村税に分けますと、この九月末段階で、対前年同期に對しまして、県の方は六％のマイナス、それから市町村の場合はマイナス〇・三％というところでございまして。

なお、このまま推移しますと、年度途中ですから確定的なことは申しませんが、地方財政計画の見込みに對して大体七、八千億ぐらい減収になるのではないかと懸念をいたしておる次第でございまして。

○鰐淵委員 ただいまの局長のお話でよくわかりました。中で、やはり市町村税よりは都道府県税の方がより大きな減収になっておると。これはまさに、法人を主体とした課税をしておるといふ関係で、特に経済に最も敏感に反映する税方式といひますか、そういうぐあいになっておるからだと私は理解をするわけでございまして。

したがって、何としても早く景気が回復し、法人の方々が力をつけてその所得を上げていくとも、やはり法人税の外形標準のあり方、こういったことについても今後相当研究していく必要があるのではないかと、思ひます。その点について、政務次官、いかがでございましょうか。

○平林政務次官 外形標準の課税をいたしますと、税収入の安定というものが図られる。今のままでは、景気のいいときには伸びますけれども、景気の悪いときにはほとんど落ちる。安定性が若干欠けるところがあるというところで、私どもは、この際、法人事業税に外形標準を導入してはどうか、全部外形標準でということでは必ずしもございせんが、相当程度外形標準の課税を導入して、弾力性よりも安定性を強化してはどうかということ

で、ここ数年検討しておるところでございます。
ただし、今日の経済情勢を考えますと、納税者側が対応に困るところが出てくる可能性がございます。外形標準でやりますと、赤字黒字にかかわらず税金をちょうだいする。こういうことになりまうと、今までと違ってその対応に困るといふ法人も出てくるわけでございますから、導入時期というものを適切な時期に選ばせんと、企業の経営に大きな悪影響が及ぶようではかえって税制としての欠点が出てしまふということがございますので、そういうタイミングを上手にはかりながら、どのような外形標準課税をするかというところをお検討してまいりたい。来年度の税制改正におきましても、そういうところをよく検討して導入の是非を決めてまいりたい、そう思っておりますところでございます。

○保利国務大臣 外形標準課税の問題については時々御質問をいただくわけですが、意義等につきましても今平林政務次官からお答えしたとおりでございます。

現状、税制調査会で案件として提出をいたしております。自治省の立場としては、できるだけ早くこれを導入して、地方の財政安定のために寄与してもらいたいという観点で主張を続けておりますので、現在の時点で断念をしたというふうな報道が一部ありますけれども、そうではなくて、言い続けていたと思っております。そして、できるだけ早く導入を図るようにはしたいと思っております。

○鶴淵委員 ただいまの大臣あるいはまた政務次官の御答弁は、全く私も同感でございます。したがって、都道府県の安定した財源を求めるといふこと、やはり企業の社会に対する一定の責任というものと、必ず社会基盤整備を促されて企業が展開されておることを考えますと、法人の税金がたまたまプラスマイナスによってゼロになる、こういうことはいかぬのかと考えますので、ぜひ研究していただきたいと思います。

それから、市町村に関しましては、ただいま県議員の御質問と答弁がございましたが、まさにそうでありまして、固定資産税は市町村の基幹税目でありまして、路線価を一応策定して課税しませんが、負担調整がございまして、公示価格の七〇％を一〇〇にいたしても、いまだ五〇％前後しか達しておらないというのが大体平均でなろうかと思っております。そういうことを考えますと、固定資産税を下げろという世論がいろいろあるわけでございまして、私も私としては、できるだけ国民にあるいは地域の住民の皆さんに理解をいただきたい、やはり市町村の基幹税目としての理解をぜひいただきたい。そういう意味でも、自治省としても、そういった点のPRもぜひお願いしたいと思います。

それでは次に、第二点でございますが、今いろいろお話ございましたように、地方財政が非常に落ち込んでおりまして、地方団体の財政運営というものが大変厳しくなっております。したがって、地方自治体でも行革を進め、人件費も削減し物件費も削減し、いろいろ削減の努力をしてくけれども、まだまだ税収の落ち込みの方が大きい。そういう意味で、この財政運営は勢い国の地方交付税に依存していくという傾向があります。しかし、この地方交付税とて、今の議案にありますとおり、国の税収が下がっておりますから、もう既に三十兆になんかとする借入残高を抱えておりますので、大変厳しさを感ずるわけでございます。

したがって、交付税に依存する、その交付税そのものがこういう大きな借入残高を抱えておりますから、今後、地方税収が減っていく、そして地方財政が困る、困ると中央に少し依存する、しかし中央でもなかなかお金がない、こういう意味で、この交付税の特会の借入残高がどんどんふえていく。そういう中で、これが三十兆を超えていくことになりまして、一体これをどう将来返済していくのか。もちろん、経済がよくなれば返済できるのだというところはわかりますけれども、具体的

にそういった点の考え方があれば、財政局長の方から御答弁ください。

○鶴淵委員 今御指摘がございましたように、今回の法案によりまして、交付税特別会計の借入金に四千三百八十六億円増額になります。この結果、平成十一年度末におきます交付税特別会計の残高が三十兆を超えて、三十兆四百三十七億円となる見込みでございます。

この借入金につきましては、今まで累次この委員会でも御審議いただきましたように、国負担のものと地方負担のものがあつたわけでございまして、国負担のものが約八兆円弱、七兆八千億ぐらいでございまして、残りの二十二兆二千億が地方の責任で将来返していかなければいけないものでございます。

そのうち、平成六年から八年までの減税先行に係る借入分につきましては、その当時御審議いただきましたとおり、今後三十年かけて消費増等により償却していくことで御議論をいただいたわけでございます。これはやや別の要因があるものと思っております。それが三兆三千億ぐらいでございます。残りの十九兆につきましては、これを借り入れた年からおおよそ十五年ぐらいの計画で今後返していくということにしているわけでございまして、したがって、今後、毎年度五、六千億ぐらいから多い年で二兆円ぐらいを地方負担で返していかなければいけない。

別途、国負担のものにつきましては、これを十年程度の期間で国の一般会計から繰り入れることとしていただいております。その交付税が、したがって毎年五、六千億から二兆円ぐらいい減額になるということでございます。今後の償還計画は、この法律に定めるところに償還していかなければいけないわけでございまして、大変厳しい状況になるというふうに考えております。

ただ、この借入金の性格自体が、現下の厳しい経済情勢に対応するためにいろいろな形で対応として借り入れられたものでございまして、今

後の我が国経済の動向により、その歳入の確保を期待するとともに、それ以外にも、地方税、交付税等の一般財源の充実を今後ともお願いしていかねばいけませんし、あるいは歳出面において、国、地方を通じての行政の簡素化なりあるいは行政改革を進めるといふようなことで、まず、我々といひますと、今大幅に出ております毎年度の通常収支のいわばギャップといひますか、これを縮め、かつ、それを縮めた上でさらにこの償還に取り組んでいく、こういう姿勢を持っていきたいと考えております。

○鶴淵委員 今の財政局長の話によりまして十分納得をいたしました。御案内のとおり、交付税は、所得税、法人税、酒税の三二％、あるいは消費増税は二九・五％、たばこ税が大体二五％ということですから、やはり何と云っても、景気が上向いていかぬことには総体的な税収の確保が非常に難しい、こういうことになるわけでございまして、そのための、今日までいろいろな財政政策を通じて景気の下支えをやってきましたし、今度の予算もまたしかりだと思っております。

そこで、最後に大臣にお伺いして終わりたいと思っております。こういった大幅な財源不足が生じるということとは地方財政でも必定でございます。そういう意味で、明年度、地財計画はどんなところにポイントをお立てになるのか、その取り組みについての所信を伺って終わりたいと思っております。

○保利国務大臣 御指摘のように、地方財政の状況というのは大変厳しいものがございます。引き続き財源不足が生ずるのではないかと懸念しております。しかし、一方では、地方の基盤財政需要というものは、地方の住民の皆様のどうしても必要な費用という観点がございますから、それを確保していくために、私も自治省としては挙げて努力をしております。こういうふうな考えております。

○鶴淵委員 ありがとうございます。終わります。

○齊藤委員長 次に、春名真章君。

○春名委員 日本共産党の春名真章です。

今議論になっていますけれども、今回の税収減に伴う交付税額の減額の補てん、これを実行する法改正を施行すれば、交付税特別会計の借入金がいよいよ三十兆円を超えることになる、こういうことになりす。今お話に出たとおり、三十兆四百三十七億円ということになります。これは初めてのことでして、これだけの規模の借入金三十兆円、大臣、率直にどのような御感想をお持ちか、これを聞かせていただきたいと思ひます。

○保利国務大臣 三十兆になるという御指摘はそのとおりでございます。残念でございますが、国負担分が七兆八千億、地方負担分が二十二兆二千億というふうな内訳になっている。しかも、これは後年度までずっと、返済期日が来る一覧表がございますが、平成の三十八年まで返済を続けていかなきゃならないという数字がございまして、そういうのを見るにつけ、借金というのははてはならぬ、やはり後代にツケを残すというのはこの数字を見てもよくわかるわけでございます。

しかし、一方で、やはり仕事をやっていかねければならないというところがございますし、また景気対策のための諸事業等も行っていかなくやらないというところで、ここはやはり歯を食いしばって景気回復のための諸施策をやっていくかなければならない。しかし、この三十兆円というのは、当然重く頭の中に入れて仕事をしていかなきゃならぬ、こう思っております。

○春名委員 まさに重大な問題でして、かつて、こういう特会借入れを続けていくことは一種の麻薬みたいなものなんだ、このように財政局長がおっしゃったことがあります。

一九八四年にこの制度をたん変えていますね、御存じのとおり。これは「地方財政」という雑誌の九四年七月号なんですけれども、当時の財政局長が湯浅さんですね。これをやっていくということは一種の麻薬みたいなものでして、これは好ましいものじゃない、こういうふうに出ておら

れるし、それから、ことしの二月二十三日に当委員会でも私質問したのですが、当時、この八四年にこういうやり方をやめるといふことを決めるときに、当時の財政局長は、これ以上従来のような形での借入金による特例方式を漫然と続けるということは不可能である、財政体質を一層悪化させてしまふ、こういう問題意識から、やめなす、こういうことを言っておられた時期があります。

まさに驚くべき数字だということをお大臣おっしゃったのですけれども、その八四年のときから見ても、そのときの地方負担が五兆六千九百四十一億円でした。今度の改正をやりますと、今お話が出たとおり、地方負担の特会借入金二十二兆二千億円です。つまり、約四倍です。全体はどうかといひますと、当時十兆円超でした。これが三十兆四百三十七億円になるのですから、これもすごい数で、約三倍、しかし、見ていただければわかるとおり、地方負担の方が四倍なんです。多いわけでありす。こういう事態に今なつてきていふというのをリアルに認識しなければなりません。

それで、来年度はどうなるかというところをちよつと聞いておきたいと思ひます。巨額の財源不足が生まれると言われておりますけれども、来年度の財源不足はどの程度と見ていらつしやるのか、これは財政局長にお答えいただけたらと思ひます。

○嶋津政府参考人 来年度の財源不足の状況でございますが、現在、税制調査会等で税制に関する御審議が行われ、かつ予算編成の作業中でもございひますので、確たることは申し上げられないわけでございます。

ただ、地方税収について粗っぽく考えますと、今ほど税務局長が答弁いたしましたように、本年度の地方税収が相当落ち込むという状況がございひます。もう一つの要素としますと、恒久的減税を行ひましたものが平年度化することに伴ひまして、一兆円ほどの税収の減が予測されております。そういうふうな要素に對しまして、郵便貯金の利子課税の分が地方税にどの程度来るのかというよ

うな要素もございひますが、来年度の地方税収自体が、今のような要素を考えますと、ある程度の景気の上昇による一般的な自然増収を期待いたしましても、今年度の税収を超えるのはなかなか難しいというふうな状況がございひます。

一方、交付税の方も、国税の収入がどうなるかが決まつておりませんが、現在のところ、国税収入に關連いたしまして、若干の増は見込めると思ひます。しかし、大幅にふえるような状況ではございひません。歳入面ではそういう状況でございひます。

歳出面では、地方一般歳出といたしますと、公共事業、あるいはその他の国の予算に關連するような行政施設経費、それから地方単独の公共投資をどうするか、あるいはその他の介護保険等の地方負担分を含めた歳出を計上しなければいけませんので、歳出の増がある程度見込まれると思ひます。それから公債費は、当然増として七千億ほどの増加が見込まれます。

そういうことから考えますと、本年度の十四兆という通常収支の財源不足が大幅にふえることとはなないと思ひますけれども、大幅に減ることも考えられない。いわば、相当大規模な財源不足が続くという状況でございひます。

以上です。

○春名委員 そうだろうと思ひます。官庁速報にも、自治省が試算されていまして、特定の前提を置くと、財源不足は来年十五兆五千億円になるかもしれない。ことしは十兆四千億円です。過去最大規模になる可能性もある。これは、税収がどれくらいふえるかと余り加味していませんので、そういう数字だと思ひます。大変な事態です。十五兆円近い財源不足が出る。

そこでお願いしておきますけれども、財政構造改革の集中期間中、集中改革期間、平成十二年度までですが、特会借入れは折半ルールでいくんだということが決められております。つまり、来年度のこの巨額の不足額についても、その補てんも折半ルールが適用されるのでしょうか。半分は

地方負担というふうになるのでしょうか。その点いかがですか。

○嶋津政府参考人 現在、財政当局と来年度の地方財政収支に關しての調整をしていひる作業中でございます。

ただ、先ほど申しましたような、ある程度大なる財源不足が出ることを前提にそういう交渉をせざるを得ない状況でございひますが、財源不足に對する対応につきましては、この委員会でも御答弁申し上げましたように、通常収支の財源不足につきましては、いわば財源不足のルールは、平成十年度から十二年度を見込んでこういう調整をするというところを考へていたわけでございひますので、我々は、そういうことを頭に置きながらこれから調整をしてまいりたいと思ひておきます。

○春名委員 大体、財源法は今凍結しているのに、折半ルールで地方が財源不足の補てんについては半分は見なければいけないというのは、来年も頭に置いてというふうになつていひますので、継続するということになるわけですね。地方の借金は百七十九兆円であります。この額がさらに大きく膨らむことはもうほは確実、こういう状況になると思ひんすね。

私は、前回も前々回もかなり議論してきましたけれども、国も地方も大変だから、一緒に景気対策をやつてほしいというところで、道連れといひますか、させられてきましたけれども、率直に言ひまして、借金の累増のスピードは地方の方がはるかに速いんです。だから、公経済の車の両輪だと言ひんだけれども、車の両輪の地方の方に重い負担が加ふさつていひるというの結果として出ていひるんですね。そして、来年もそういう事態がまた引き続き広がらうとしていひます。そして、先ほど言つたように、交付税特別会計の中の地方負担分というものは、八四年から比べても四倍にはね上がつていひる、全体は三倍ですけれども、そういう状況なんだということを認識して次の地方財政対策に当たらなければならぬと思ひんすね。そして、こんな事態になつていひますので、一体

ということが起こっているかということなんです。

一つお聞きしておきたいのは、臨時経済対策事業債というのがあります。自治省は、当初八千億円の枠を確保して臨時経済対策事業債を打つようにしましたけれども、その発行要件を緩和する財政課長の内閣を十一月二日に出していらつしやいます。その理由は一体何か、お答えいただきたいと思ひます。

○嶋津政府参考人 今回の経済対策に關しまして、公共事業の追加をいたしたわけでございますが、やはり、身近な社会資本整備をする場合には、公共事業を行うのとバランスをとりまして、単独事業の整備を進める必要があるわけでございます。現在、地方財政計画に十九兆三千億という単独事業を計上しておりますので、それをできる限り円滑に、それを目標として地方団体に努力をしていただきたい。

ただ、現在、税収も落ち込んでいるという状況でございますので、地方団体が一般財源の持ち出しをするということがなかなか困難であるという状況にかんがみまして、当初に、地方財政対策で御説明しましたように、臨時経済対策事業債を八千億計上しておりますので、これを機動的、弾力的に使っていただいたらどうかということですが、財政課長内閣として、これを活用していただきたい、十二月補正あるいは二月補正において積極的に、単独事業も地域経済の状況を見ながら進めていただきたいというお願いをしたところでございます。

○審名委員 大体説明はそういうことだと思ひます。つまり、今のままではこの枠組みが消化できないという事態になっているということなんです。つまり、この事業債が発行できる要件は、前年度の伸びを上回る地方単独事業量を確保する自治体あるいは過去の標準的な投資割合を上回って地方単独事業量を確保した自治体、こういう制限がついていました。

ところが、この内閣によりまして、平成十一年

度中に追加して予算計上される地方単独事業については、従来の対象団体の要件にかかわらない、当該事業量の範囲内において臨時経済対策事業債の対象としてよろしい、要件を外すということにしたのです。つまり、そうでもしないと、景気回復の取り組みのための臨時特例措置と銘打った起債枠が消化できないという事態が目前にあるわけなんです。だからこういう内閣を出して、もう条件はいいから、何ほどもやってくれ、頼むわという話なんです。これは、私は、今そういう事態になっているんだと。

これは、ごらんになったと思ひますけれども、日経新聞の十月二十七日付です。財政難の自治体が地方単独事業の実施を一段と手控えて、このままでは当初計画額の十九兆三千億円の四分の一以上が未達成になる可能性が出てきたという報道がされていいます。

実は、今年度の地方単独事業の計画は、昨年と同額でございます。積み増しはできないという判断だったと思ひます。つまり、発射台がもとから低いわけです。その上、都道府県の九月補正後の予算額調べによつたら、当初の要件を緩和して、そして地方単独事業を何とか進めようという国の配慮にもかかわらず、調べてみますと、逆に、当初予算よりもマイナスになっている団体もあるんですね。県で、こういう状況にきているんですね。

一つ事実を確認しておきますけれども、こういう地方計画の地方単独事業の量、これを実現できない、未消化になっている。未消化分が生まれるようになって、一体何年目になりますか。これは数字だけで結構です。

○嶋津政府参考人 地方財政計画は、いわば目標としてこの地方単独事業の額等を計上しているわけでございますが、その決算と対比するという意味で、決算は平成九年度まで現在明らかになっておりますが、決算と対比してみますと、平成四年までは地方財政計画額を決算額が上回っておりまして、五年になりまして実績の方が下回りました。したがって、五年から九年まででございます。

から、一応五年間下回っている状況が続いております。

○審名委員 決算で見ましても、要するに今年五年で、今年六年度目になるんですよ、未消化というのが、六年連続続いているんです。だから、経済対策で、地方と一緒にやってくれということで、景気浮揚ということでやられてきたけれども、もう限界なんです。地方は、その事態がこういう数字になっているんだ。未消化の部分が六年連続で生まれる。

しかも、そういう起債の枠を使うために、もう基準まで全部緩和してしまつたことをやつた結果が、そういうことをやり続けてきた結果が、冒頭に言つたような大変な事態を生み出しているわけですね。そのところを本場に今認識しないとだめだと私は思ふんです。三十兆円というのが出た、交付税特別会計の借入金が三十兆円を超えたというの、その一つの大きな赤信号のあらわれなんです。私は、だから、そういう問題が今日の前に提起をされてきているんだということだと思ひます。

ですから、大臣に一言聞いておきたいんですけども、この今の未消化まで生み出さざるを得ないぐらいの地方財政の深刻さについて、やはり自治大臣として、本場に真つ正面から受けとめて、その負担を軽減していく手だてを本気でとらなければならぬと思ふんです。その点での御認識をもう一度お伺いしたいと思います。

○保利国務大臣 私も、地方の単独事業については随分心配をいたしまして、計画が達成できないというふうな状態になることを憂えております。

その原因をいろいろ聞いてみますと、やはり地方税収の落ち込みということが一番最初に言えるということでありまして、このためにはやはり景気を上昇させていかなければならぬ。そのためには、今の財政出動によつて景気に対する投入をやる必要があるというふうな考え方を持っております。

また同時に、こうした地方の税収を確保してま

いりますために、先ほども申し上げましたが、法人事業税に対する外形標準課税でありますとか、あるいは固定資産税の、先ほどからも御議論になっておりましたが、そういった税率の確保でありますとか、そういう地方税の確保について努力をしていく中で、そうした問題について対処していかなくてはならないんだ、こんなふうに考えております。

○審名委員 地方税収が落ち込んでいることは事実ですけれども、その地方税収が落ち込んでいる間に、地方単独事業などを含めた公共事業費がこの九〇年代に百兆円ぐらゐ積み増しされているんですよ、地方に。そのアンバランスが今の事態を生み出しているんだ。ここを見ないと、私は大きな落とし穴になるというふうに指摘をしておかなければなりません。

それで、時間が来ますので、どうしても自治大臣に御検討いただきたいことがあります。個々の自治体の努力に対して国がどうかたえていくか、地方債の繰り上げ償還の問題をお聞きしておきたいと思ひます。

私たちが再三要求してまいりましたが、高利の政府資金による地方債の償還が自治体財政を大きく圧迫しております。

政府は、資金運用部は貸付金利と預託金利を同一にして利ざやを取らないでやってきた、だから繰り上げ償還、借りがえなどをやると、そのコストのツケを回すことになるからできない、このように答弁して、この要求を拒否されてきたわけなんです。しかし、ことし、御存じのとおり、その一部の繰り上げ償還を認める措置をおとりになりました。この措置で、二県百二十九市町村、千七百四十六億円の繰り上げ償還が実施をされて、その分、幾分地方財政を支援することになりました。

今議論してきたように、その対策を決めたとき以上に、地方の財政が来年度は一層深刻化するのにはもう歴然としておりますので、したがって、少なくともこの措置は来年度以降も継続すべきだと思ひます。その立場で大蔵省と折衝、交渉すべき

だと思ひます。そういう御用意があるかどうか、自治大臣に御認識をお聞きしたいと思ひます。

○保利国務大臣 この問題は部内でも随分議論をいたしまして、私は非常にやかましく言ひました。例えば、商工関係とかあるいは農林関係とか繰り上げを随分やりましたから、そういったことを地方自治体にもやらせるように少し努力をしるというハッパは随分かけたのであります。

しかし、政府資金、いわゆる郵便貯金等につきましては、御承知のように、一般的に、繰り上げ償還を認めることは、長期で安定した資金を地方団体に供給するという政府資金の基本的な機能を損ないかねないというものであつて、とてもこの交渉が難航であります。そして、千七百億円、十一年度は繰り上げをやりましたが、それについては十一年度限りの措置ということでそのとき決めておりますものです。しかしながら、要求のないところに予算はつかないわけでありまして、要求する姿勢は保ち続けるということを言つておるわけでございます。

ただ、地方団体からは引き続き強い御要望もございまして、公庫資金の借りかえ措置や高利の地方債に対する特別交付税措置の拡充を含めて、平成十二年度の公債費負担軽減のあり方については十分検討してまいりたいと思つております。

○審名委員 最後に要望しておきます、時間が終わりましたので。

政府資金に係る利率七%超の地方債残高はまだ九兆九千六百七十一億円あるんです、七%以上のものが、物すごい規模で残つていふんですよ。そのうちの一部を、物すごい厳しい制限つきで、十一年度限りという措置でおとりになつた。当初はできないと言つたけれども、もうそういうことを言つていられない、限界だという事態があるわけでしょう。十二年度はもっとひどい事態になるわけだから、この措置を継続するだけではなくて、枠を拡大するような、そういう強い意志で、ぜひ自治大臣はそういう立場で闘つていただきたいと思ひます。

いうことを要望いたしまして、私の質問にします。終わります。

○斎藤委員長 次に、知久馬三子君。

○知久馬委員 社会民主党・市民連合の知久馬三子でございます。

私はまず、この地方交付税の一部改正に伴つて、予算編成と経済成長の見通しの重要性について少し伺つてみたいと思ひます。

まず、経済企画庁にお尋ねしますが、本年度の当初予算を立てるときに経済成長率を〇・五%見込んでおられましたか、昨日の経済企画庁の発表では、景気が緩やかな改善をするだろうというところで言つておられますけれども、最終的にどの程度になるか、見通しについてお伺ひしたいと思ひます。

○河出政府参考人 お答えをいたします。

昨日、GDPの七・九月の速報が発表になりました。前期比一%のマイナスとなつたわけでありまして、この一・三ヶ月は一・五%のプラス、四・六ヶ月は大幅に上方改定されました。一%のプラスとなつたわけでございまして、今年度四月から九月までの平均で見ますと、前期比一・二%のプラスとなっております。

こういうことと、今年度の当初政府経済見通し、〇・五%とつておりますが、これは十分達成し得るものと考えております。

なお、今後、十二年度の政府経済見通しの策定作業をこれからするところでございまして、それとあわせまして、十一年度の実績見込みも明らかにしていきたいというふうに考えております。

○知久馬委員 そこで、今経済企画庁の方から、本年度の十一年度の経済成長の見通しが大体〇・六%ぐらいになるとの御報告だつたと思ひます。これは、大蔵省が本年度の当初予算を編成されたときの前提とされた経済成長の〇・五%を上回つておりますね。

大蔵省では、昨年度、平成十年度の当初の予算の税収、租税及び印紙収入ですが、五十八兆五千

二百二十億円であつたものを第三次補正後には五十八兆一千六百五十億円にされました。それが今回の補正予算では、税収が一兆四千四百十億円減額されております。経済企画庁は、経済成長は当面の見込みを上回ると言われておりますし、大蔵省は、それにもかかわらず、税収は下回ると言われております。私は、これはちよつと不思議なことですし、理解ができません。

それで、経済成長の見通しが〇・五%を上回つたのに税収が落ち込んだ理由は何かあるかということをお聞きしたいと思ひます。税収の見込みは大蔵省の過大な期待があつたのか、この点について大蔵省に明快に、理解できるような説明をしていただきたいと思ひますけれども、お願いいたします。

○福田政府参考人 お答え申し上げます。

当初予算におきましては、まさに今先生御指摘のように、政府の経済見通しに係りますいろいろな指標等を基礎に税収の見積りをさせていたものであります。当年度の税収を見直す場合には、経済見通しの新たな諸指標を直接用いて、年度を通じた経済全体の姿を想定し直して見積もるといふのはございまして、その時点で判明しております課税実績あるいは経済状況等を踏まえまして、個別税目ごとに見直して、その積み上げにより行つていくところでございまして、

しかば、十一年度税収についてどうかということと、これからの課税実績やあるいは大法人に対する聞き取り調査の結果等を踏まえまして、個別税目ごとに積み上げによつて見直しを行つたところでございまして、その積み上げによつて、十年度の税収の中間納付税額に係ります還付金が増加しております。この還付金が増加するということは、国から見てその分税収が減るということと、これが約〇・四兆ございまして、いわば十年度中の経済動向、税収動向が十一年度税収に影響を及ぼしております。

そのことに加えまして、御案内のようなボーナスの低調あるいは金利の低下等から源泉所得税が当初見込み額を下回ることとなりまして、結局、一兆四千四百十億円の減額補正を計上させていたところと、

なお、税収とGDPとを比較いたします場合には、一般的には、実質GDPとの比較よりも、税収でございまして、名目のGDPとの比較の方が適当ではないかと考えられるところでございまして、経済企画庁の経済見通しの見直しにおきましては、実質GDPは先生今御指摘のように〇・五%から〇・六%でございまして、名目につきましては〇・五%から三角の〇・三%ということで、下方修正されている点に御留意願いたいと存じます。

○知久馬委員 ただいまいろいろとお答えいただいたところですが、要するに、私は、大蔵省の税収の見込みが高過ぎた、厳しい絞り込みが足りなかつたということではないでしょうか。これはやはり、大蔵省の責任が大きいのではないかと、思ふのです。

それで、続きまして、今度は自治省にお伺ひいたしますけれども、経済成長が予測を下回つたから税収が減つた、それを国と地方で二分の一の折半で穴埋めしようというのならまだわかります、今言ひましたように、だけれども、今回は経済成長は見込みを達成しそつたと言ふ。これはどうして、大蔵省の税収見込みが高過ぎた、はつきり言つて見通しを誤つたと思はれると思ふんです。それなのに折半ルールだと言はれていまして、この地方交付税の減収の四千四百億円の半分をなぜ地方が持たなければならぬのかということ、私が、私にはちよつとわかりかねますので、この点について、大臣どうお考えになっておられるのか、お伺ひしたいと思ひます。

○保利国務大臣 通常収支の不足に係る地方交付税対応分につきましては、平成十年度に三カ年度の制度改正をいたしまして、国と地方が折半してそれぞれ補てん措置を講ずるということを基本にしているということは、御承知のとおりでござい

ます。

これを踏まえまして、年度途中ではございますけれども、国税の減収に伴う交付税の減でございまして、平成十一年度当初の補てん措置のルールを適用することが適当であると考えましたために、先生のお話もよくわかるんでありますが、約束事でございまして、国と地方が折半して補てんする措置を講ずることとしたわけでございます。

詳しくは、財政局長から御説明をさせたいと存じます。

○鳴津政府参考人 今、大臣から御答弁のあったとおりでございます。

委員のお考えでもございますが、やはり地方交付税は、国税の形をとっておりますけれども、地方団体の固有の財源だと思っておりますので、その伸長あるいは増減等によって影響を受けることは、やはり我々としてはこれを甘受せざるを得ないんではないか、そういうふうな考えをしております。

○知久馬委員 先がたも各委員さんから指摘があったところなんですけれども、交付税の特別会計の借入金、累積残高が三十兆円にも及ぼうとしております。このままの制度運用を続ければ、本当に返済の見込みがないばかりか、さらに累積債務は膨らむことが予想されます。この二分の一の折半方式が特別会計の借入金をふやして、このように地方財政政策はもはや限界にきているのではないかと思うのですが、今後どうなるのか、その見通しについて自治大臣にお伺いしたいと思います。

私、これは自分の家庭のことを思ったら、こういうような状態になればもう破産も破産、本当に雲隠れしなきゃならないような状態になると思うんです。そのあたりの見通しをお聞きしたいと思います。

○保利国務大臣 厳しい財政状況は委員御指摘のとおりでございます。

それで、まずは景気の回復を軌道に乗せることが絶対に必要でございます。補正予算等を組ん

でお願いを申し上げているところでございます。

また、景気の状態を見きわめながら、国と地方の税財源配分の見直しなど地方財政の諸課題について幅広く、しっかりと検討を行いつつ、地方団体がより自主的、主体的な行政運営を行えるように、財政基盤の充実強化を図ってまいりたいと思っております。

○知久馬委員 いずれにいたしましても、地方の財政は大変厳しいものがございます。本当にこれを見直していくということを真剣に考えていく必要があるんじゃないかと思っております。

そういうことで、時間を延ばせばせと言われましても、ちよつともう、一応予定をしておりますので、これで終わりにしたいと思います。

○斉藤委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○斉藤委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、地方交付税法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○斉藤委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○斉藤委員長 御異議なしと認めます。よって、本ように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は終局いたしました。

○斉藤委員長 これより討論に入ります。討論の申し出がありますので、これを許します。

春名真章君。

○春名委員 私は、日本共産党を代表して、政府提出の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案に反対討論を行います。

反対理由の第一は、退職共済年金の支給開始を六十五歳に引き上げることが、雇用と年金受給に空白をつくり、国民の生存権を侵害するものになるからであります。

地方公務員で退職後に再就職する者は現在約四割ですが、再任用制が希望者全員を再雇用するものではないように、支給開始が延びて再就職を望んでも仕事が保障されるわけではありません。そもそも年金は、退職後の生活を収入面で支える大きな柱です。多くの労働者が毎月高い保険料を払い続けるのは、退職時から年金がもらえるものと期待からであり、五年間の空白はこれを根底から覆し、人生設計を大きく狂わせることになるのであります。

第二に、賃金スライドの凍結が年金生活者から生活水準の向上という機会を奪うものであるからであります。

物価スライドは年金の実質価値を維持するにとどまるものですが、賃金スライドは国民の生活水準の上昇分を年金受給者にも配分するものです。その賃金スライドを凍結することは、年金生活者には生活向上をあきらめよということではありませんか。

第三に、これらの改悪と報酬比例部分の五％引き下げを合わせると、二〇二五年に受給を開始する場合の生涯受給額は、現行制度より約二割の引き下げとなるからであります。こんな改悪を続けられ、社会保障の最低基準を定めたILO基準すら下回るのではないかと危惧の声が上がっています。

我が国は、これまで一九七六年に批准したILO百二号条約の基準をもとに、現役平均賃金の約六割を確保するとしてきました。政府は、今回の改定でも同水準程度は維持できると答弁してありますが、賃金スライドをなくす今回の改悪によって、その水準は確実に年々低下することになるのであります。給付と負担のバランスを口実にした無原則な給付水準の切り下げは、これまで国民が嘗々と築いてきた社会保障制度の根幹を切り崩し、公的年金制度の存在意義を投げ捨てることにならないを得ません。

我が党は、一、基礎年金の国庫負担を国会決議どおり直ちに三分の一から二分の一へ引き上げること、二、巨額の積立金を計画的に取り崩すこと、三、女性労働者などを中心に二割程度担い手をふやすという三つの方向の実行で、負担増なく給付水準を維持できるとの提案を行っております。政府はこうした方向を真剣に検討すべきであります。法案には、介護休業手当金の創設、共済組合の財務内容の公開等、一部賛成できるものもありますが、以上のような重大な内容を含んでいる本法案には反対であることを申し述べ、討論を終わります。〔拍手〕

○斉藤委員長 これにて討論は終局いたしました。速記をとめてください。

〔速記中止〕

○斉藤委員長 速記を起してください。

○斉藤委員長 これより採決に入ります。

第百四十五回国会、内閣提出、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○斉藤委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○斉藤委員長 この際、ただいま議決いたしました

た法律案に対し、滝実君外四名より、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。提出者より趣旨の説明を聴取いたします。滝実君。

○滝委員 私はこの際、自由民主党、民主党、公明党、改革クラブ、自由党及び社会民主党・市民連合の五会派を代表し、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案に對しまして、次の附帯決議を付したいと思ひます。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案に對する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について善処すべきである。

一 二十一世紀を迎えるに当たつて、公的年金制度に對する国民の信頼確保を図るため、総合的な視點に立ち、將來への長期展望を持つて適切に對処すること。

二 退職共済年金の支給開始年齢の引上げに当たつては、平成十三年度から導入される新たな再任用制度の活用等により、地方公共団体が、六十歳台前半の退職者の雇用機会の拡充に努めるよう、特段の配慮を払ふこと。

三 共済年金の職域年金相当部分は、公務員制度の一環としての共済年金の性格にかんがみ、公務員の身分、職務、責任等を考慮して設けられたものであり、今後とも維持すること。

四 基礎年金については、給付水準及び財政方式を含めてその在り方を幅広く検討し、国民年金法の附則の規定に基づき、速やかに措置を講ずること。

五 いわゆる国民年金の空洞化は、地方公務員共済年金制度にも大きな影響を与えている。ことにかんがみ、その改善のために実効ある措置を講ずること。

右決議すること。

以上であります。

何とぞ皆様方の御賛同をお願いいたしたいと思ひます。

います。

○斉藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

滝実君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○斉藤委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、保利自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。保利自治大臣。

○保利國務大臣 ただいま御可決いただきました。ありがとうございます。

ただいまの附帯決議につきましては、政府といたしましては、その御趣旨を尊重し、善処してまいりたいと思ひます。

○斉藤委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○斉藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○斉藤委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十一分散会

平成十一年十二月十五日印刷

平成十一年十二月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

T